

1. 件名：「実用発電用原子炉施設の廃止措置計画に係る審査会合への対応について（伊方発電所1，2号炉及び島根原子力発電所1号炉）」
2. 日時：令和2年7月2日 17時00分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（※・・TV会議システムによる出席）
4. 出席者

原子力規制庁：

審査グループ実用炉審査部門

藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐、

四国電力 原子力部 廃止措置グループリーダー 他6名※

中国電力 電源事業本部（放射線安全）マネージャー 他6名※

5. 要旨

- (1) 四国電力及び中国電力から、本日の審査会合（第16回実用発電用原子炉施設の廃止措置計画に係る審査会合）において議論された事項の確認があった。原子力規制庁は、本日の審査会合における以下の議論を踏まえ、引き続き審査を行うこととした。

（審査会合における主な議論内容）

- タンク及びサンプ等について、伊方は「著しい漏洩がない状態」としているが、島根は「漏洩するような亀裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること」との記載の差違について見直し含め検討すること。
- 排気筒については、伊方は「給気ファン及び排気ファンの運転に異常が無い状態」としているのに対し、島根では「排気筒の損傷が無い状態」との記載の差違について見直し含め検討すること。
- 除染設備について、伊方では「除染を行う状態であること」を性能としているが、島根では「除染区画の除染に影響するような有意な損傷が無い状態」を性能に定めており、その記載に差違について見直し含め検討すること。
- 格納容器や建屋等の給排気ファンについて、伊方及び島根共にフィルタの性能について見直し含め検討すること。
- ディーゼル発電機及び蓄電池について、監視機能を有する機器や換気機能を有するファンなどの性能維持施設への供給の必要性、それを踏まえた、負荷の積み上げについて説明すること。
- 新燃料ラックや使用済燃料ピットの性能の記載について、燃料が、欠陥が無い状態であること、と誤解を与える記載となっているため、見直し含め検討すること。

(2) 四国電力及び中国電力より、本日の議論を踏まえた説明資料の作成等について、了解した旨、回答があった。

6. その他

提出資料：なし

以上